

**新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の拡大防止の観点で  
クレオ大阪各館の施設の利用をキャンセルされた場合の取扱いについて**

令和2年3月5日

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の拡大防止を理由としてクレオ大阪各館の利用をキャンセルされた場合、大阪市立男女共同参画センター条例第15条第1項の規定を適用することとし、使用料を全額還付します。

還付対象となるもの： 利用日が次の期間内にあたるご利用

令和2年2月21日（金）～ 当面の間 ※

※具体的な期限が定められた場合には、再度、お知らせします。

事前にキャンセル手続きをしていただいた場合に、還付の対象とします。

使用料の還付手続きなど、詳細については、各館にお問い合わせください。